

専門研修プログラムに係る愛知県の意見に関する決議

1 協議の趣旨

- 平成 30（2018）年 7 月に一部改正された医師法により、日本専門医機構等は、専門研修に関して厚生労働大臣の意見を聴くこととされ、厚生労働大臣は、日本専門医機構等に意見を述べる場合は、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くこととされている。
- 都道府県知事は、地域の医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点又は研修を受ける機会の確保の観点から改善を求める事項がある場合は、**あらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴いた上で**、厚生労働大臣に意見を述べることとされている。
- この度、厚生労働省から、日本専門医機構から提示された専門研修プログラム及び関連資料が提供されたため、**厚生労働省から示された確認事項について御協議いただきたい。**

2 都道府県による確認事項

厚生労働省から示された都道府県における専門研修プログラムに関する確認事項は、以下のとおり。

＜厚生労働省通知（抜粋）＞

- （1）令和 8（2026）年度専攻医シーリング案について
機構が提示した令和 8（2026）年度専攻医シーリング案が、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
- （2）専門研修プログラムについて
 - ① 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・ 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、原則として、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
 - ・ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。
 - ② 個別のプログラムの内容については、例えば、以下のように都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・ プログラムの連携施設及びローテーションの設定並びに採用人数が都道府県の偏在対策に配慮したものであること。
 - ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
 - ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮した研修プログラムであること。

3 2026 年度専門医シーリングについて

○通常プログラム及び連携プログラムにおけるシーリング数の設定方法は以下のとおり。

- （1） 通常プログラムの基本数
当該診療科の過去 3 年間の全国専攻医採用数の平均×（都道府県の人口/全国の総人口）
- （2） 通常プログラムの加算数
（1）の数が、過去 3 年間の平均採用数に達していない場合、「過去 3 年間の平均採用数に達しない範囲」かつ 「通常プログラム基本数の 15 %までの範囲」で、通常プログラムの加算を可能とする。
※（1）においては、直近の過去 3 年間平均採用数を超えて設定することを許容。一方で（2）は過去 3 年間平均採用数に満たない範囲で加算することとする。
- （3） 連携プログラムの設置数
通常プログラム数が、過去 3 年間の平均採用数に満たない場合、過去 3 年間の平均採用数に達しない範囲で、連携プログラムの設置を可能とする。ただし、当該年度の通常プログラムにおける地域貢献率が原則 20%以上であることを連携プログラムの設定のための必須条件とする。
- （4） 連携プログラムの内訳の設定
連携プログラムは、令和 7 年度募集のシーリング数と同様の内容及び比率（設定数）とする。
（イ）連携プログラム（都道府県限定分以外）
（ロ）連携プログラム（都道府県限定分）
（ハ）特別地域連携プログラム

4 本県におけるシーリングの状況

- 2018 年度（日本専門医機構による養成開始）及び 2019 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、外科、産婦人科、病理、臨床検査を除く診療科が対象となり、過去 5 年間の採用数の平均がシーリング数とされた。
- 2020 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングから、都道府県別、診療科別に現在の医師数と将来の必要医師数と比較して、その過不足に基づくシーリングを設定するよう見直しがされ、本県は 2020 年度プログラムの専攻医募集ではシーリング対象外となった。
- 2021 年度、2022 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、本県で唯一、耳鼻咽喉科で 17 名（連携プログラム数 1 を含む）が上限となり、2023 年度、2024 年度、2025 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、耳鼻咽喉科で 18 名（連携プログラム数 1、特別地域連携プログラム数 1 を含む）、**2026 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリング案では、耳鼻咽喉科で 16 名が上限（参考資料 3－1 参照）となっている。**

5 確認事項における県内の状況等について

- 厚生労働省から示された確認すべき事項における本県の状況並びに今後の対応等については、資料3－2のとおり。
- なお、基本領域別の専門研修プログラムの申請状況については参考資料3－2を、個別の専門研修プログラムの状況については参考資料3－3を参照。

6 提示された専門研修プログラムに対する本県の意見（案）

- 提示された2026年度専攻医シーリング案については、本県の医療提供体制の確保に重大な影響を与えるものではないと考える。
よって、**2026年度専攻医シーリング案については、「意見なし」としたい。**
- **専門研修プログラムについて、確認事項における県内の状況は、適切であると考えられることから、「意見なし」としたい。**

<参考>

専門研修に厚生労働大臣・都道府県知事の意見を反映させる制度

